

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に定める事後備置書類)

2023 年 4 月 1 日

株式会社共立メンテナンス

株式会社共立ソリューションズ

2023年4月1日

東京都千代田区外神田二丁目18番8号
株式会社共立メンテナンス
代表取締役社長 中村 幸治

東京都中央区築地二丁目12番地10号
株式会社共立ソリューションズ
代表取締役社長 小山 哲郎

吸収分割に係る事後開示書類

株式会社共立メンテナンス（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社共立ソリューションズ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年1月31日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件契約」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社のPKP事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

1. 本件契約が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続き並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

（1）会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続きの経過について

吸収分割会社では、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

本件分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の継承は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続き並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続きの経過について

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続きの経過について

本件分割は、略式吸収分割であることから、吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施しており、また、吸収分割承継会社の唯一の株主が吸収分割会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続きの経過について

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 2 月 8 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に個別に催告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、吸収分割会社から本件契約に定める資産、債務、その他の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 14 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上